



まちの情報誌

広報

かつらぎ

2009年1月 Vol.52

ホームページ <http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

Contents

新年挨拶	2・3
就任・退任挨拶	4
まちのわだい	5・6
葛城市教育ニュース	7
葛城市職員の給与などの概要	8～11
お知らせ	12～19
健康増進課インフォメーション／人権	20・21
地域安全ニュース	22・23
文化会館ニュース／図書館だより	24・25
情報	26・27

葛城市長

山下和弥



葛城市民のみなさま

新年あけましておめでとうございます。

昨年十月、葛城市長に就任し、行事いっぱい、十一月が飛び去るよう過ぎました。十二月には市長として初めての議会、新年度の予算査定、さらには年末行事と、まさに師走の慌しさではありましたが、市民みなさまの熱い思いに支えられながら精一杯務めさせていただきました。こうしてみなさまとともに平成二十一年を迎えることができましたこと心から感謝申し上げます。

輝かしい新年を迎えたばかりではありますが、葛城市には解決すべきことや改善すべきこと、改革すべきことなどが山積しており、私の肩にかかる大きな責任の重さを改めてずっしりと感じています。

今年は今初から時間の許す限り市内のあららこららに出向き、できるだけ多くの方とお話する機会を設けて、みなさまの思いを少しずつでも市政に反映できるようにしていきたいと考えています。また、できるだけ市民みなさまと情報を共有しながらさまざまな課題の解決に取り組んでまいります。

市民みなさまにとって健康で幸せな一年になりますよう心から願ひ、この一年も市民みなさまとともにある市政運営を念頭に、新しい葛城市の歴史をみなさまとともに創ってゆくつもりで、丑のごとく慌てず騒がず、一步一步粘り強く前進してまいります。

何となく 今年はいい事 あるごとし

元日の朝 晴れて風無し

石川啄木

葛城市議会議長

石井文司



新年明けましておめでとうございます。平成二十一年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、平素より市議会の活動に対し、多大なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、十二月に行われた葛城市議会定例会におきまして、市議会議長に就任いたしました。誠に以て光栄ではありますが、その責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

このうちは、議員諸氏の協力を得ながら、市議会議長として市民に開かれた議会、公正・公平な議会運営を念頭に、市民から寄せられる声を市政に反映するため、一意奮闘していく所存でございます。

昨年十月には、山下新市政が誕生し、「市民の皆様にあやされるまら、住みよいまら、住み続けたいまらにするための市民と協働のまらづくり」に取り組まれようとしているところであります。

しかし、皆様ご承知のとおり、アメリカのサブプライムローン問題から端を発した世界的な株価の暴落、円高問題等、日本国内外で起こっております様々な問題や少子高齢化などの問題は依然深刻であります。これらに伴い、更に進むであろう景気の後退や国から地方への財政支出の削減により、今後におきましても、本市の財政は今まで以上の厳しい状況が見込まれるところであります。

本市では、すでに行財政改革に取り組んでおりますが、さらに効率的な行政運営が求められ、新市建設計画の見直しも視野に入れながら、市議会といたしましては、活発な議論を通じて、この課題を始め、行政上の諸問題に対し、議員一丸となって、本市発展のため全力を尽くす決意でございます。市民の皆様にはなお一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この平成二十一年が皆様にとりまして、幸多き、実りある一年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

葛城市 副市長に

すぎおかとみお
杉岡 富美雄 氏



新春の候、皆様のご健勝を心よりお慶び申し上げます。

さて、私こと、このたび葛城市副市長に選任されました。これもひとえに皆様方の多大のご支援の賜物と厚く感謝申し上げます。

浅学非才の身ながら大役を仰せつかりました以上は、山下和弥市長のもと、葛城市を市民皆様に愛されるまち、住みよいまち、住み続けたいまちにするため、誠心誠意努力する覚悟でございます。今後とも温かいご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【経歴】

昭和44年旧富麻町に奉職。税務課長、産業課長、福祉総合センターシヨン構想推進室長、葛城市市民生活部長を歴任。58歳。加守在住。

退任挨拶

吉田 新之助

このたび、十二月十九日付けをもちまして、葛城市収入役を退任させていただきましたことになりました。

在任中とはもとより、昭和四十年に奉職以来、四十三年余りの永きにわたり大過なくその職務を全うすることができましたのもひとえに皆様方の温かいご指導とご厚情の賜物と感謝し厚く御礼申し上げます。

今後とも変わらぬご指導とご交誼を賜りますようお願い申し上げますとともに、葛城市の発展と皆様のおますますのご健勝・ご多幸を心からお祈り申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。

吉村 正好

十二月二十日、任期満了により葛城市教育委員会教育長を退任いたしました。在任中は市民の皆様にご多大のご支援・ご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

着任以来私は、保護者の皆様や先生方に対し、機会あるごとに「親を大切にすることができようかとの思いからです。ご承知のように本市では、親に孝養を尽くした伊麻・長兵衛姉弟の話が現在まで大切に受け継がれています。本市のかけがえない財産の一つに他なりません。

子どもたちに豊かな心を育む、明るいまちづくりを目指す、その第一歩として「親を大切にすること」から始められないものでしょうか。

末筆ながら、皆様のご健勝・ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

稲本敏信氏に

瑞宝単光章



稲本 敏信氏
(南今市)

元當麻町消防団員として、消防団団長を歴任されるなど、永年にわたり地域住民の生命と財産を災害から守るために活躍したことにより、稲本敏信氏（南今市）が、瑞宝単光章を受章されました。

ここにこの功績を讃え心からお祝い申し上げますとともに、今後益々のご活躍を祈念申し上げます。

西川和夫氏に

瑞宝単光章



西川 和夫氏
(南花内)

元総務事務官として、郵便局長代理を歴任されるなど、永年にわたり郵政事業の発展に貢献したことにより、西川和夫氏（南花内）が、瑞宝単光章を受章されました。

ここにこの功績を讃え心からお祝い申し上げますとともに、今後益々のご活躍を祈念申し上げます。

故川合樞彦氏に

正六位旭日双光章

元當麻町議会議員・葛城市議会議員として、議長を歴任されるなど、永年にわたり教育振興や福祉向上等、本市の地方自治伸展に貢献したことにより、故川合樞彦氏（當麻）が、正六位旭日双光章を受章されました。

ここに受章をお慶び申し上げますとともに、心から冥福をお祈りいたします。

故梅本英男氏に

従六位旭日双光章

元御所市議会議員として、永年にわたり教育振興や児童福祉行政等、地方自治伸展に貢献したことにより、故梅本英男氏（忍海）が、従六位旭日双光章を受章されました。

ここに受章をお慶び申し上げますとともに、心から冥福をお祈りいたします。

森岡由治氏に総務大臣表彰



葛城市統計調査員として、長年にわたり各種統計調査活動を行い、多大な功績を残したことに對し、森岡由治氏（木戸）が、総務大臣表彰を受章されました。

ここにこの功績を讃え心からお祝い申し上げますとともに、今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

大日本猟友会表彰受賞



10月21日、社団法人大日本猟友会法人設立70周年記念式典において、寺田久作さん（疋田）が、社団法人大日本猟友会表彰を受賞されました。

この表彰は、長年にわたり狩猟の社会的地位向上に努められた功績が認められたことによるものです。

今後とも健康に留意され益々のご活躍されますことをご祈念申し上げます。

辻村美智子氏に 文部科学大臣表彰



平成20年11月20日、ホテルニューオータニ（東京都千代田区）で、皇太子殿下・同妃殿下御臨席のもと開催された日本PTA創立60周年記念式典において、辻村美智子氏（太田）が文部科学大臣表彰を受賞されました。

辻村氏は、磐城小学校PTA会長をはじめとして、現在も白鳳中学校PTA会長（兼・葛城市PTA協議会々長・奈良県PTA協議会副会長）を歴任され、永きにわたりPTA活動に尽力されています。

この度の表彰は、学校教育を積極的に支援し、かつ青少年の健全育成をも視野に入れた活動を積極的に展開してこられた功績が認められたもので、心よりお祝い申し上げます。

待合ベンチを寄贈



ベンチのないバス停でしゃがんで待っている人を見かけた市シルバー人材センターの会員である森岡浅吉さん（木戸）と西川親男さん（南今市）が、仕事のない日を利用して木製ベンチを作り、技能の日である11月10日に市営當麻観光駐車場に寄贈されました。

お二人は、両手に袋を持った女性がバス停でつらそうにしゃがみ込んでいるのを目にし、「何とかしてあげたい」と考えておられました。そこで、仕事先で余った廃材を利用して、ベンチを製作されました。森岡さんは、「シルバー人材センターで身につけた技術が活かせて嬉しい」、西川さんは、「お年寄りを利用してもらえるよう高さを調整するのが難しかった。」などと語られていました。

商工観光課長は、「バスの待合だけでなく、観光客の休憩場所としても役立っています。」と感謝の言葉を並べました。

スポレク

11月15日、桜井市芝運動公園総合体育館で開催された、第17回奈良県スポーツ・レクリエーション祭のドッジボールの部に、葛城市からジュニアの部で出場した「新庄ソルジャーズJr.」が準優勝の成績をおさめました。



熱戦!! 第5回葛城市民綱引大会

11月23日、市民体育館において葛城市民綱引大会が行われました。

当日は、男子の部が5チーム、女子の部が4チーム、男女混合の部が6チーム、小学生の部が7チーム、合計22チームの参加により熱戦が繰り広げられました。

結果は、次のとおりです。

【男子の部】

- 優勝 中戸
- 準優勝 新庄
- 第3位 葛城市役所

【女子の部】

- 優勝 葛城メガトン
- 準優勝 忍海つのさし
- 第3位 ヌーボ

【混合の部】

- 優勝 新庄
- 準優勝 たつやとその仲間達
- 第3位 なんと綱引き友の会

【小学生の部】

- Aグループ
 - 優勝 當麻ゴールドスターズ
 - 準優勝 新庄ミニバス男子
 - 第3位 新庄子ども会
- Bグループ
 - 優勝 新庄ミニバス女子
 - 準優勝 新庄サッカー部A

マイスター（熟練技能士）の方による 「講話・実演」教室

平成20年12月5日、新庄中学校の1年生を対象に、様々な職種のマイスター（熟練技能士）の方に直接学ぶ「講話・実演」の教室が開催されました。

マイスターの方の「講話・実演」を通してものづくりの楽しさや素晴らしさを学ぶとともに、技能に対する理解を深め、将来の進路選択の一助とする願いもこめられています。

開講式では、実施団体／奈良県職業能力開発協会の柴田修副会長よりご挨拶をいただきました。それに続き、建築板金、フラワー装飾、造園、洋菓子、ガラス施工、美容、建築設計の7コースに分かれ、それぞれの仕事の内容や技能士さんの職業観などを伺いました。また、講師さんが各々の技を披露し、ものづくりを体験させていただいたコースもありました。

お話を伺う生徒の表情は真剣そのもので、マイスターの方の言葉にじっと耳を傾け、その手さばきに見入っていました。ものづくりに取り組んだ生徒は、懸命に自分の作品製作に取り組んでいました。



葛城市職員の給与などの概要（人事行政の運営等の状況）

市職員の給与、職員数及び勤務条件等の人事行政の運営等の状況について、市民のみなさんに広く知っていただくために、その概要を公表いたします。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議会	4	3	-1	採用、退職 新規採用 6名 男4・女2
	総務	55	54	-1	
	税務	21	19	-2	
	農林水産	10	9	-1	
	商工	3	4	1	
	土木	19	16	-3	
	民生	55	53	-2	
	衛生	45	45	0	
	計	212	203	-9	定年退職 ▲ 7名 勤奨退職 ▲ 5名 普通退職 ▲ 7名 再任用終了 ▲ 1名 計 ▲ 20名
	教育部門	70	68	-2	
消防部門	45	44	-1		
小計	327	315	-12		
公営企業等会計部門	水道	14	12	-2	
	下水道	6	6	0	
	国保・老健・介護	17	17	0	
	小計	37	35	-2	
合計		364 [474]	350 [474]	-14	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

- 「普通会計」とは、一般会計と特別会計の一部を加えたものです。(国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業及び下水道事業などの特別会計並びに公営企業(水道事業)会計は除きます。)
- 「一般行政職」とは、市に勤務する職員のうち税務職、福祉職、教育職、消防職、企業職、技能労務職、臨時職などを除いた職員です。
- 「再任用職員」とは、高齢者雇用において定年退職者を再雇用する形での継続雇用制度にもとづき任用された職員のことであり、一般職員と同様の週40時間のフルタイム勤務のほか、短時間勤務の形態があります。

2 給与の状況(総括)

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(19年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考) 18年度の 人件費率
19年度	35,784人	12,168,398千円	187,906千円	2,843,574千円	23.4%	24.8%

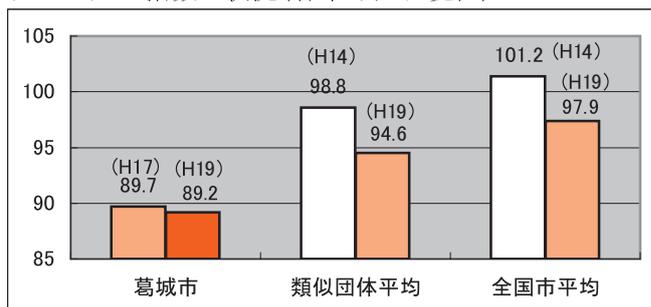
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
19年度	327人	1,170,050千円	289,680千円	490,092千円	1,949,822千円	5,963千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含みません。

2 職員数は、19年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※算出方法:

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、葛城市の職員構成が国の職員構成と同一であると仮定し算出します。

葛城市の仮定給料総額(学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総額)を国の実俸給総額で除して得る加重平均です。

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

3 給与の状況(職員の平均給与月額、初任給等の状況)

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	44.2歳	318,740円	371,848円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	47.3歳	259,504円	285,936円
うち給食調理員	53.6歳	219,680円	227,890円
うち清掃職員	46.0歳	268,605円	300,123円
うちその他職員 (自動車運転員等)	44.3歳	268,050円	289,184円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当など諸手当の額を合計したものです。

(2)職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分		葛城市	奈良県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	154,400円	155,700円	—

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

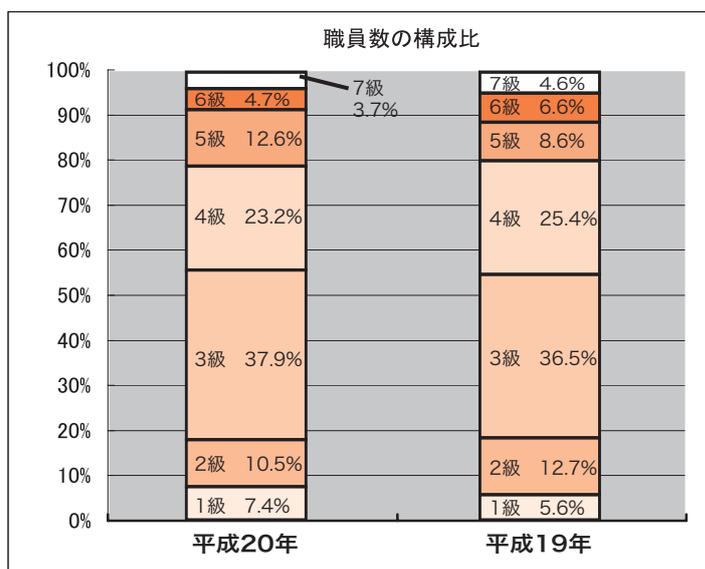
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	該当者なし	282,613円	309,600円
	高校卒	該当者なし	250,000円	281,500円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

4 給与の状況(一般行政職の級別職員数等の状況)

(1)一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事補・主事	主事	主査	課長補佐	課長・主幹	課長	部長
職員数	14人	20人	72人	44人	24人	9人	7人
構成比	7.4%	10.5%	37.9%	23.2%	12.6%	4.7%	3.7%

- (注) 1 葛城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



5 給与の状況(職員の手当の状況)

(1)期末手当・勤勉手当

葛城市		国	
1人当たり平均支給額(19年度) 1,575千円		—	
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分)	勤勉手当 1.5月分 (0.75月分)	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分)	勤勉手当 1.5月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2)退職手当(平成20年4月1日現在)

葛城市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
5,106千円			25,480千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均支給額です。

(3)地域手当(平成20年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3%	350人	3%
支給実績(19年度決算)			38,389千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)			109,683円

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
全地域	3%	3%

(注) 国の制度では平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4)特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

手当の種類(手当数)			6種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症対策業務手当	保健師	感染症発生に伴う防疫作業	日額 5,000円
行旅死亡人等取扱手当	福祉担当職員	行旅死亡人等の収容作業	日額 5,000円
有線放送業務高所作業等手当	有線放送業務担当職員	有線放送の維持管理における高所作業	日額 1,000円
マイクロバス運転手当	マイクロバス運転従事職員	本務としない職員が、臨時にマイクロバスの運転を行う	日額 2,000円～3,500円 (運転距離に応じて)
環境衛生業務手当	清掃業務員	塵芥・し尿処理作業及び危険な作業	日額 1,500円～3,400円 (業務の内容に応じて)
消防防災手当	消防職員	消防業務、救急業務及び救助業務	日額50円～600円、1件200円～400円 (業務の内容に応じて)
区分			全職種
支給実績(19年度決算)			25,207千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)			274,310円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)			21.2%

(5)時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	56,866千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	258,793円
支給実績(19年度決算)	57,760千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	269,487円

(6)その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価(月額)	(別表:自動車等使用者の支給単価)					
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養親族 6,500円(ただし、配偶者のいない扶養親族の1人目は、11,000円。 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度の終わりまでの子1人につき 5,000円加算	2km以上 5km未満	2,000円	5km以上 10km未満	4,100円	10km以上 15km未満	6,500円
住居手当	・借家又は借間 最高支給限度額 27,000円 ・新築又は購入から5年を経過していない住居 2,500円	15km以上 20km未満	8,900円	20km以上 25km未満	11,300円	25km以上 30km未満	13,700円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額 ・自動車等の使用者 右の(別表)参照	30km以上 35km未満	16,100円	35km以上 40km未満	18,500円	40km以上 45km未満	20,900円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員 部長級(部長、理事) 給料月額に100分の15を乗じて得た額 (100円未満の端数は切り捨て。以下同じ。) 課長級(課長、主幹) 給料月額に100分の12を乗じて得た額 課長補佐級 給料月額に100分の10を乗じて得た額	45km以上 50km未満	21,800円	50km以上 55km未満	22,700円	55km以上 60km未満	23,600円
宿日直手当	・宿日直業務(一般) 4,200円/日額	60km以上	24,500円	※片道の距離			
手当名		扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当	
国の制度との異同		同じ	同じ	同じ	—	同じ	
支給実績(19年度決算)		54,028千円	9,210千円	12,747千円	55,009千円	9,110千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		271,138円	182,939円	49,740円	512,437円	55,125円	

6 給与の状況(特別職の報酬等の状況)

区分		給料月額等		期末手当
給料	市長 副市長 収入役 特別参与	平成20年4月1日現在	(参考) 19年度 類似団体における最高/最低額	(19年度支給割合)
		890,000円	989,000円 / 405,000円	3.35月分
		740,000円	816,000円 / 320,000円	
		680,000円	695,000円 / 608,000円	
400,000円	— / —			
報酬	議長 副議長 議員	平成20年4月1日現在	(参考) 19年度 類似団体における最高/最低額	(19年度支給割合)
		470,000円	528,000円 / 310,000円	3.35月分
		400,000円	462,000円 / 275,000円	
370,000円	431,000円 / 255,000円			
退職手当	市長 副市長 収入役 特別参与	(算定方式:平成20年4月1日現在)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×支給率(5.2)×在職年数	18,512,000円	在職中通算
		給料月額×支給率(3.3)×在職年数	9,768,000円	在職中通算
		給料月額×支給率(2.8)×在職年数	7,616,000円	在職中通算
一般職と同様の扱い(給料月額×勤続年数に応じた支給率、退職時に支給)				

(注) 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

本庁などの場合	月～金曜日(休日・祝日を除く) 勤務時間 8時30分～17時15分 うち休憩時間45分
---------	---

(2) 年次有給休暇

制度の概要	平均取得日数(平成19年)
1年につき20日付与。 現年に付与した日数の残日数は翌年に繰越可能。	8.2日

(3) 特別休暇などの種類

休暇の種類	休暇の内容	有給/無給	付与(限度)日数
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する場合	有給	90日
特別休暇	骨髄提供のための休暇	有給	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	有給	5日/年
	結婚休暇	有給	連続5日/年
	妻の出産休暇	有給	2日
	産前、産後休暇	有給	6週間、出産の翌日から8週間
	子の看護のための休暇	有給	5日/年
	親族の死亡	有給	1～7日
夏季休暇	有給	3日/7～9月の間	

(4) 育児休業制度と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最大その子が満3歳をむかえるまで取得できます。育児休業は1日単位、部分休業は時間単位で取得できます。

区分	取得者数(平成19年度)
育児休業	9人(0人)
部分休業	0人(0人)

※()は男性職員の取得者数。

8 分限及び懲戒処分等の状況

(平成20年1月～平成20年11月末時点)

分限処分	懲戒処分			
	免職	停職	減給	戒告
5人	0人	0人	0人	0人

(注) 1 分限処分は、公務能率の維持を目的に行われる処分です。

心身の故障(負傷・疾病)などにより、本人の意に反して休職又は免職させます。この場合、退職手当などに不利益な取扱はされませんが、月々の給与又は賞与においては減額の対象になります。5人は全て心身の故障による分限休職処分です。

2 懲戒処分は、服務義務違反に対する制裁として行われる処分です。分限処分と同様に本人の意に反して処分されますが、免職の場合は退職手当も支給されず、当該地方公共団体への再就職、試験なども制限されます。

9 服務の状況

憲法第15条第2項に基づき地方公務員法第30条に、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては、これに専念しなければならないと定められています。この根本基準として、次のような服務上の義務が定められています。

- ・服務の宣誓
- ・法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

10 研修の状況

(平成19年度実施内容)

区分	受講者数	研修内容
専門実務研修	55人	市町村職員研修センター及び市町村アカデミーなど(法制執務、民法、税務、契約、税財政、食育、子育て支援、行政評価、不当要求など)
庁内研修	延べ606人	地域防災対策、個人情報保護(管理職員対象)、行政評価、情報セキュリティ、交通安全、AED救命
その他研修	15人	人権啓発学習講座、3市1町合同研修

11 公平委員会の業務の状況

(平成20年1月～平成20年11月末時点)

業務の状況	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件
苦情の処理の状況	0件

懲戒や本人の意に反した不利益な処分がされた場合、職員は行政不服審査法による不服申立てができます。また、給与・勤務時間等の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。それらの不服申立てや措置要求がされた場合、公平委員会は職員から口頭審理等の方法で審査を行い、必要に応じて処分の修正や取消を行い、また地方公共団体の機関に対し改善等の勧告を行います。

平成20年分所得税の確定申告 外部申告会場の開設について

平成20年分の所得税の確定申告（2/16～3/16）に備え、葛城税務署では、次のとおり外部申告会場を開設致します。

☆ 公的年金等受給者の事前集合指導

- ・ 公的年金等の受給者対象の確定申告集合指導会場です。不動産、株式などを売却したときの譲渡所得等の相談は行いません。

会 場	日 時	
香芝市役所（会議室棟 第6会議室）	1月28日（水）～1月30日（金）	（午前の部） 9時30分～正午
五條市立中央公民館（3階 会議室）	1月29日（木）～1月30日（金）	
河合町まほろばホール（小ホール）	2月 3日（火）～2月 5日（木）	（午後の部） 1時～4時
王寺町やわらぎ会館（3階 研修室）	2月 4日（水）～2月 6日（金）	
葛城市歴史博物館（あかねホール）	2月12日（木）～2月13日（金）	

☆ 確定申告期間中の相談会場は次のとおりです。

- ・ 税理士が相談を行い、確定申告書の受付を行います。不動産、株式などを売却したときの譲渡所得等の相談は行いません。
- ・ 土、日曜日は開催していません。

会 場	日 時	
橿原市商工経済会館（7階 中ホール）	2月16日（月）～2月27日（金）	（午前の部） 9時30分～正午
香芝市役所（会議室棟 第6会議室）	2月17日（火）～2月20日（金）	
王寺町やわらぎ会館（2階多目的フロアー）	2月17日（火）～2月20日（金）	（午後の部） 1時～4時
五條市市民会館（3階会議室）	2月24日（火）～2月27日（金）	
北葛広域申告会場 畿央大学（E棟2階第3会議室）	2月24日（火）～2月27日（金）	
御所市役所（新館 3階会議室）	3月 2日（月）～3月 3日（火）	

* 各会場とも譲渡所得（土地建物、株式）、贈与税、相続税の相談は行いません。

* 開設時間は上記のとおりですが、受付時間については混雑の状況により早めに終了させていただく場合があります。

● 税務署からのお知らせ

★ 葛城税務署では、今年の確定申告期間中、平日（月曜から金曜日）以外にも次の日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

2月22日（日）、3月1日（日） いずれも午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）

★ 贈与税申告書の事前送付の取りやめについて

国税庁では、確定申告等における納税者の利便の向上を図る観点から、「国税庁ホームページ」の充実に努めているところであり、申告に必要な各種の様式や手引きなどを提供しているほか、同ホームページにおける「確定申告書等作成コーナー」では、所得税・消費税の申告に加え、平成18年分から贈与税の申告書の作成を可能としております。

つきましては、近年パソコンの普及やIT化の進展など社会環境の変化に併せて、「確定申告書等作成コーナー」をはじめとする国税庁ホームページの利用を促進し、事務処理の効率化を図っていく観点から、平成20年分以後贈与税の申告書用紙の事前送付を取りやめることとしました。

なお、税務署では、納税者の方々に申告期限のお知らせや国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を御紹介させていただくため、「周知文等」を贈与税の申告用紙の事前送付に代えて、可能な範囲で送付することとしておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

国税庁ホームページの利用について

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で確定申告書の作成ができます。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

ご自宅のパソコンからインターネットを利用して、確定申告が可能です。ホームページは24時間利用できます。還付申告の方は、2月16日（月）以前でも申告書の提出ができます。

◎詳しくは、葛城税務署 ☎（22）2721 まで

平成21年度 市・県民税申告相談受付のお知らせ

市県民税の申告書提出について

所得税の確定申告をされない方、会社から給与支払報告書が市役所へ提出されない方、また、国民健康保険の被保険者は申告が必要となりますので、市県民税の申告をお願いします。

市県民税申告書は、1月下旬に送付予定です。

平成21年度の申告を次の日程で受け付けます。3月16日（月）までに必ず申告してください。

受付日	会場	対象地区	受付時間	その他
2月4日（水）	歴史博物館 （2階 会議室）	忍海、薑、新村、新町、 南花内、西辻、林堂、 脇田、南新町	午前9時30分 ～午前11時30分 午後1時 ～午後3時30分	※対象地区の指定のある日に限り、その地区にお住まいの方の資料を申告会場にもち込みます。そのため、他の会場で申告相談をされる場合、大変時間がかかりますので極力指定の相談会場へお越しください。
2月5日（木）	疋田公民館	疋田		
2月6日（金）	中央公民館 （2階研修室2・3）	新庄、葛木、南藤井、 大屋、寺口、中戸、山 田、平岡、山口、梅室、 笛吹		
2月9日（月）	八川公民館	尺土、八川、大畑		
2月10日（火）	ゆうあい ステーション （2階会議室）	當麻、今在家、染野、 新在家、加守		
2月12日（木） ～2月13日（金）	市役所新庄庁舎 税務課	弁之庄、北道穂、南道 穂、西室、東室、柿本、 笛堂、北花内、およ び新庄地区	午前9時～午後4時	
2月12日（木） ～2月13日（金）	市役所當麻庁舎 税務課	南今市、太田、兵家、 竹内、長尾、木戸、勝 根、および當麻地区		
2月16日（月） ～3月16日（月） （土・日曜日は除く）	市役所新庄庁舎 2階 204 会議室 市役所當麻庁舎 1階 市民相談室	市内全域	午前9時～午後5時	

◎ 確定申告の受付について

- 市役所の申告相談会場での確定申告につきましては、一時預かりをするだけで受付印は押印できません。受付印の押印を希望される方は葛城税務署で申告をお願いします。
- 営業、その他事業所得、不動産所得、土地・建物・株式等の譲渡所得の確定申告につきましては、葛城税務署で申告をお願いします。

◎詳しくは、税務課まで

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は 毎年申告が必要です！

提出期限 3月16日(月)まで

控除しきれなかった分は、住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。
平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成21年3月16日までに、平成21年1月1日現在お住まいの市町村へ「市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

◎詳しくは、税務課まで

個人住民税における公的年金からの特別徴収が平成21年10月から実施されます。

高齢化社会の進展に伴う年金受給者の増加を受け、個人住民税の公的年金からの特別徴収を平成21年10月から実施致します。納税に係る利便性の向上と徴収事務の効率化を進めるためご理解をいただき、ご協力をお願い致します。

年金特徴は年金所得等に係る所得に係るものを対象とし、給与所得等に係る所得割については別途徴収されます。

また、平成21年度の初年度においては、普通徴収として年税額の2分の1相当額を、第1期(6月)、第2期(8月)で納めていただきます。残りを年金支給月(10月)(12月)(2月)の3回で年税額の2分の1相当額を年金から特別徴収します。

なお、次年度からは、年金からの2月の特別徴収額と同額を年金支給月(4月)(6月)(8月)に仮特別徴収税額として納めていただき、年税額から控除後の税額を10月以降の年金から徴収することとなります。

特別徴収の対象者

個人住民税の納税義務者であり、前年中に公的年金の支払いを受けた者のうち、当該年度の初日において老齢基礎年金等を支給されている65歳以上の者

なお、次に掲げる者については、特別徴収の対象としないこととされています。

- ・老齢基礎年金等の年額が18万円未満の者
- ・特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える者
- ・当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き当該市町村の区域内に住所を有する者でない者

特別徴収の対象となる税額

公的年金等に係る所得に係る所得割額と均等割額を対象とします。

特別徴収義務者

特別徴収対象年金給付の支払をする年金保険者となります。

特別徴収の対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を特別徴収対象年金とします。

◎詳しくは、税務課まで

国民健康保険税の仮徴収および支払方法の変更について

◎国民健康保険税の仮徴収

現在、国民健康保険税を特別徴収（年金からの天引き）でお支払いされている方は、原則として2月分の特別徴収額と同額を4月・6月・8月に特別徴収（仮徴収）させていただくことになります。ただし、平成21年度中に世帯主が75歳になる世帯は、普通徴収へ変更となります。

また、新たに4月から特別徴収が開始される方の4月・6月・8月の仮徴収額は、今年度の税額をもとに算定した額となります。

上記の仮徴収通知は4月上旬に送付いたします。

※新たに4月から特別徴収が開始される方

平成20年4月2日～平成20年10月1日の間に65歳になられた世帯主、または、転入されて年金の届け出住所を葛城市へ変更された世帯主のうち、特別徴収の対象となる方

◎特別徴収から口座振替への変更

次の①および②のいずれの要件も満たす方は、申し出により特別徴収から口座振替によるお支払いへ変更することができます。

- ① 保険税を滞納することなくお支払いされている方
- ② これからの保険税を、口座振替によりお支払いされる方

口座振替でのお支払いを希望される方は、納税通知書および印鑑をご持参のうえ、税務課窓口へお手続きください。

1月30日（金）までにお手続きいただくと、平成21年4月分の年金からのお支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いいただくことになります。（お支払いいただく保険税の総額は変わりません。）

上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金から中止させていただくことになりますので、ご了承ください。

なお、**新規に口座振替を申し込まれる場合は、先に金融機関へ申込み後、口座振替依頼書の控をご持参ください。**

◎国民健康保険税に係る所得税および個人住民税の社会保険料控除の取扱い

特別徴収から口座振替へのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、ご注意ください。

◎詳しくは、税務課まで

償却資産の申告期限は2月2日です

固定資産税は、土地、家屋に対し課税されますが、それ以外に事業のために所有している機械、器具、設備などの償却資産についても課税の対象となり、その所有者に対し固定資産税として課税されます。

◎**申告しなければならない方** ⇒ 1月1日現在において、償却資産を所有する法人および個人
※免税点未満（所有者の課税標準額の合計が150万円に満たない場合）であっても、1月1日現在において償却資産を所有していれば申告が必要です。

◎**前年度に申告された方** ⇒ 平成20年1月2日から平成21年1月1日までの間に増加または減少した資産について申告してください。

◎**該当する資産がなくなった場合** ⇒ 休業、廃業、解散などで該当する資産がなくなった場合は、そのことを申告してください。

◎**課税対象とならない償却資産は次のとおりです。**

- ① 耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満であるもの。
- ② 取得価格が20万円未満で事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うもの。
- ③ 自動車、原動機付自転車のように自動車税、軽自動車税の課税対象になるもの。
- ④ 家屋として課税されているもの。

◎詳しくは、税務課まで

20歳になったら国民年金に加入しましょう！

国民年金は、やがて訪れる

長い老後に備え、保険料を出

し合いお互いを支え合う制度

です。また、老後だけでなく、

けがや病気で障害が残った場

合や、生活を支えている一家

の働き手を亡くした場合に

は、障害・遺族年金がありま

す。(一定の要件が必要です。)

20歳になったら、忘れず、

国民年金に加入しましょう。

務付けられています。

自営業者、農林漁業者、学

生等の方は、「第1号被保険

者」となります。会社員や公

務員の方は、厚生年金または

共済組合の加入となり「第2

号被保険者」、第2号被保険

者に扶養されている配偶者

は、「第3号被保険者」とな

ります。

「第3号被保険者」となる

方は、配偶者の勤務先を通じ

て「国民年金第3号被保険者

資格取得届」により社会保険

事務所に届出をします。(用

紙は社会保険事務所にありま

す。)

第1号被保険者の方は、加

入手続き後、社会保険庁から

送付される国民年金保険料納

付案内書により、毎月の保険

料を翌月末までに「ご自分で納

めます。(保険料の割引があ

る前納制度もあります。)

全国の金融機関・郵便局の

窓口のほかコンビニエンス

ストアでも納めることができま

す。また、口座振替、クレジッ

トカード、インターネット(パ

ソコン・携帯電話)を利用す

る方法でも納めることができ

ます。なかでも、便利でお得

な口座振替がおすすめてです。

◆**保険料を納付することが困難な場合は?**

◇**免除(全額免除・一部免除)**

申請

申請者本人、世帯主、配偶

者の前年の所得が一定額以下

の場合、申請することにより

保険料が全額免除又は一部免

除となります。(全額納付し

た場合と比較して、年金額が、

全額免除は1/3、半額免除

は2/3、1/4免除は5/

6、3/4免除は1/2とな

ります。また、保険料の一部

の免除が承認になった場合、

一部納付額を納付しなければ

未納となり、一部免除も無効

となります。)

◇**若年者納付猶予申請**

30歳未満で本人、配偶者の

前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。(年金額には反映しません。)

◇**学生納付特例申請**

学生の方で本人の前年所得

が一定額以下の場合には、申請することにより保険料の納付が猶予されます。(年金額には反映しません。)

※保険料の免除や猶予が承認になった場合は、10年以内であれば、さかのぼって納付(追納)することで年金額を増やすことができます。(3年目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乘せになります。)

◎詳しくは、市民課または

大和高田社会保険事務所

☎(22)35331まで

後期高齢者医療制度の保険料の支払方法の変更について

次の①および②のいずれの要件も満たす方は、申し出により年金からの天引きから口座振替によるお支払いへ変更することができます。ご希望される方は、市民課窓口でお手続きください。

①保険料を滞納することなくお支払いされている方

②これからの保険料を口座振替によりお支払いされる方

1月30日(金)までにお手続きいただくと、平成21年4月分の年金からのお支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。(お支払いいただく保険料の総額は変わりません。)

上記の期限を過ぎてお手続きされた場合は、6月分以降の年金からの天引きを中止することになりますので、ご了承ください。

◆お手続きに必要なもの◆

○先に口座振替依頼書を金融機関に提出していただき、その本人控えをご持参ください。

○振替する口座の預金通帳

○通帳のお届け印

○後期高齢者医療の被保険者証

◎詳しくは、市民課まで

◎詳しくは、市民課または

大和高田社会保険事務所

☎(22)35331まで

葛城市ファミリー・サポート・クラブ会員募集

— 平成21年4月1日開始 —

『子育ていっしょに支えあおう!』

ファミリー・サポート・クラブとは、子どもが健やかに育ち、子育てをしている人が安心して社会生活できる環境づくりをするため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）・子育てのお手伝いができる人（援助会員）がそれぞれ会員となり、相互に助け合っていく組織です。

ファミリー・サポート・クラブの利用方法

- 保育所（園）や幼稚園の送り迎え
- 保育所（園）や幼稚園開始時間までと終了後の預かり
- 学校の放課後の預かり
- 学童保育終了後の預かり
- 子どもを連れて出かけにくいときの預かり など

会員募集と会員の条件

対 象：市内在住でファミリー・サポート・クラブ事業に賛同してもらえる方（資格・性別は問いません）

登録料：無料

※会員登録には、顔写真（タテ3cm×ヨコ2.5cm）1枚と印鑑が必要です。

利用会員	原則として1歳から小学校6年生までの子どもがいる方 ※クラブが実施する説明会を受けていただきます。
援助会員	心身ともに健全で子育てに理解がある20歳以上の方、および自宅で子どもを預かることが可能な方 ※クラブが実施する説明会と講習会（6回）を受けていただきます。
両方会員	利用会員と援助会員の両方に登録したい方

会員登録

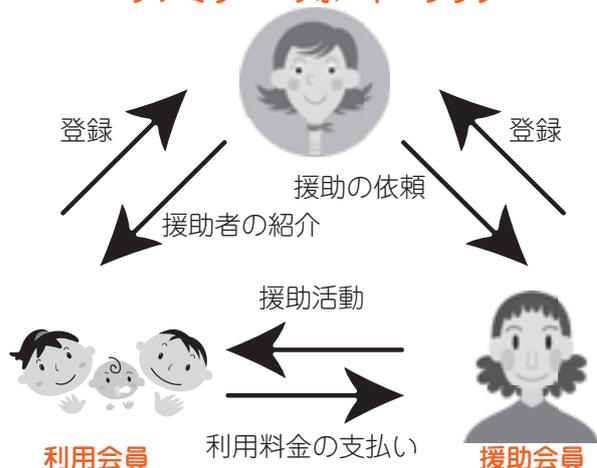
ファミリー・サポート・クラブが実施する説明会（利用・援助会員）・講習会（援助会員のみ）を受けて、入会申し込みを提出していただくと会員登録されます。

利用料金

☆利用時間・平日・土・日・祝日によって変わりますが、1時間当たり600円～800円です。
☆料金は、利用会員が援助会員に直接支払いをします。

活動の流れ

ファミリー・サポート・クラブ



※援助活動によって生じた事故による損害の賠償等に備えるため保険に加入します。

説明会・講習会日程および内容

日程および内容：

1月 21日（水）	午後1時～	説明会 〔利用会員・援助会員〕
	午後2時～	・乳幼児のかかり方について
	午後3時～	・子どもの病気について
1月 23日（金）	午後1時～	・児童（小学生）のかかり方について
	午後2時～	・発達が気になる子どもの理解と支援について
1月 28日（水）	午後1時～	・子どもの事故防止と応急処置について
	午後2時～	・子どもの遊びと手作りおもちゃ

※説明会は利用会員・援助会員共参加してください。
※講習会は1講座1時間程度です。
講習会は援助会員対象ですが、利用会員の方も受けていただいても構いません。

場 所：子育て支援センター（新庄健康福祉センター内）

申し込み受付・問い合わせ

1月7日（水）から申し込みを受け付けます。

葛城市子育て支援センター内 ファミリー・サポート・クラブ ☎ (69) 5241 Fax (69) 5301

迷惑「電子メール広告」規制が強化されました！

経済産業省

請求や承諾をしていない電子メール広告が届いた場合は、(財)日本産業協会の次のアドレスまで転送してください。

spam-in@nissankyo.jp



昨年12月1日から、あらかじめ請求や承諾をしていない電子メール広告を、みなさんの携帯電話やパソコンなどに送ることは、「特定商取引に関する法律」により、禁止されました。

○(財)日本産業協会のホームページ

<http://www.nissankyo.or.jp/spam/>

○特定商取引に関する法律の詳細、消費トラブルの予防や事例などについては、ホームページの「消費生活安心ガイド」をご利用ください。

No! トラブルのための情報サイト「消費生活安心ガイド」www.no-trouble.jp

Q. 事業者からの電子メール広告が送信されてきて困っています。どうすればよいでしょうか？

A. 承諾した覚えのない電子メール広告が送られてきた場合は、そのままメールを(財)日本産業協会の以下の情報提供受付アドレスまで転送してください。

※(財)日本産業協会は、経済産業省の委託を受けて迷惑電子広告メールの情報提供の受付を行っています。

(情報提供受付アドレス)

spam-in@nissankyo.jp

受信を拒否したのに、同じ事業者から再度電子メール広告が送られてきた場合は、そのままメールを上記の情報提供受付アドレスまで転送いただくか、または、同協会のホームページからお送りください。

((財)日本産業協会のホームページ)

<http://www.nissankyo.or.jp/spam/>

Q. その他、インターネットや携帯サイトの通販や不当請求などの通信販売についてのトラブルや相談はどこに問い合わせればよいのですか。

A. 消費者の意に反して契約の申し込みをさせようとする行為などは現行の法令においても規制対象とされています。通信販売に関するご相談は、お近くの経済産業局または消費者生活センター等の相談窓口にお電話ください。

No! トラブルのための情報サイト「消費生活安心ガイド」www.no-trouble.jp

経済産業省相談室 …………… 03 (3501) 4657

近畿経済産業局消費者相談室 …………… 06 (6966) 6028

(商工観光課)

予防接種 のお知らせ

もう接種されましたか？ 麻しん・風しん混合（MR）予防接種 ～ 今一度ご確認ください！！～

麻しん対策の一環として、『麻しん予防接種 1 回世代』の免疫強化を図るため、従来の「1 期」「2 期」に加え、5 年間に限り麻しん・風しん混合（MR）予防接種の実施対象者が追加されています。

平成 20 年度の対象者は次のとおりです。

- 1 期 生後 12 カ月～24 カ月の児（満 1 歳児）
- 2 期 平成 14 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれ（いわゆる幼稚園等の年長児）
- 3 期 平成 7 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日生まれ（中学校 1 年生相当年齢の者）
- 4 期 平成 2 年 4 月 2 日～平成 3 年 4 月 1 日生まれ（高校 3 年生相当年齢の者）

※波線の「3 期」「4 期」が今年度新たに追加された対象者になります。

2 期、3 期、4 期の接種期間は平成 21 年 3 月 31 日までとなっております。期間を過ぎると接種費用の公費負担ができなくなり、全額負担していただくこととなります。母子健康手帳などで予防接種の記録を確認し、まだ接種されていない方は、早期に接種しましょう。

ご不明な点がありましたら、新庄健康福祉センター ☎（69）9900 までお問い合わせください。



“きまりウォーク 21” 実施中

葛城市では、『運動の大切さは知っているけど、なかなか続けられない』という方や『ストレス解消のために何かないか？』という方に、“きまりウォーク 21”をお勧めしています。“きまりウォーク 21”とは、歩数計をつけて 1 万歩歩く毎に地図に色を塗りながら、地図上を歩くバーチャルウォーキングです。

健康増進課や健康づくり推進員が主催するウォーキングや健康教室などで、申し込んでいただくことができます。カゼを引きやすいこの季節。体力づくりのきっかけにぜひウォーキングを始めてみませんか？

詳しくは、新庄健康福祉センター ☎（69）9900 まで。

（健康増進課）

☆健康相談

- 日時：1 月 13 日（火）・28 日（水）
- 受付：午前 10 時～11 時
- 場所：新庄健康福祉センター
- 内容：血圧測定・尿検査など
- ※ 健康手帳をお持ちの方はご持参ください。

☆乳幼児健康相談

- 日時：1 月 14 日（水）・15 日（木）
- 受付：午前 10 時～11 時
- 場所：當麻保健センター
- ◆日時：1 月 29 日（木）・30 日（金）
- ◆受付：午前 10 時～11 時
- ◆場所：新庄健康福祉センター
- 内容：身体測定、保健師・管理栄養士による個別相談
- ※ 母子健康手帳をご持参ください。

子どもの人権「出前教室」

11月14日、當麻小学校附属幼稚園リズム室で、人権擁護委員の方々による、子どもの人権「出前教室」が開催され、紙芝居「いじわるコンキチ」「みんなのこうえん」「しゅんぼりかめくん」を読んでもいただきました。子どもたちは紙芝居を見ているとき、お話の中に自然にはいつていくことができ「なかよしせんなあかん。」「いじわるしたらあかん。」と紙芝居に向かって言っている姿に感動しました。また、仲良しゲームでは赤・青・黄・緑のシールを額やほっぺなどに貼ってもらい



それぞれのグループができました。しかし、二人仲間はすれの色の子がいるのに気が付いた子どもたちは、「ここにおいで。」「いっしょに手をつなごう。」と声をかけあい、自然にみんなの手をつなぎ大きな輪が出来上がりました。「みんなお友達やね。」「よかったね。」と人権擁護委員の方から言われて笑顔で答える子どもたちでした。そして、みんなで「手をつなごう」の歌を元氣いっぱい楽しく歌いました。最後に人KENまもる君・あゆみちゃんを紹介していただき、「まもる君は

何が好きですか?」「あゆみちゃんの好きな食べ物は何ですか?」など聞いたり、また、まもる君・あゆみちゃんそして人権擁護委員の方々に「どんぶりかぞく」の歌を表現も入れて聴いていただきました。この「出前教室」の様子を、幼稚園の門の掲示板上に貼り、保護者に子どもの人権を知らせる機会を得ることができました。

當麻小学校附属幼稚園では、素直で友達が困っていたら自然に優しく、「どうしたの?」と声をかけている子どもたちに出会います。「優しい気持ち」をいつまでも大切に育ってほしいと思います。



(人権政策課)

毎月11日は
人権を確かめあう日です

てんいち先生

奈良県市町村人権・同和問題
啓発活動推進本部
葛城市人権問題啓発活動推進本部



④



③



②



①

新しい地域安全推進委員が決まりました。

(生活安全課)

地域住民による真の地域安全活動を推進し、犯罪や事故のない明るく住みよい地域社会の実現を図るため、地区防犯協議会の下部組織として地域安全推進委員が委嘱されています。

この度、地域安全推進委員の任期満了に伴い、10月2日に奈良県社会教育センターにおいて、高田地区地域安全推進委員の委嘱式が行われ、次のとおり新規の地域安全推進委員が委嘱されました。

地域安全推進委員は活動区域内の住民、大字等を始め、活動区域を管轄する市、警察署、交番、駐在所等と緊密に連携して、防犯思想の普及と高揚を図るとともに、地域住民に身近な犯罪や事故等の未然防止を活動内容としていきますので、積極的にご相談、ご指導を受けていただくようお願いいたします。

今回委嘱された地域安全推進委員の任期は、2年間であり、平成22年10月1日までとなっています。



高田地区地域安全推進委員名簿

平成20年10月2日現在

葛城支部

(敬称略)

番号	所管区	氏名
1	新庄	福田 可門
2	新庄	田邑 篤夫
3	新庄	吉川 佳宏
4	新庄	杉本 善巳
5	新庄	安川 博文
6	新庄	木村 好克
7	新庄	田中 邦男
8	新庄	辻 靖雄
9	新庄	駒井 和雄
10	新庄	中島 隆志
11	新庄	西野 孝
12	新庄	赤井 重義
13	新庄	西川 孝明
14	當麻	笹岡 愷郎

番号	所管区	氏名
15	當麻	寺田 清男
16	當麻	野志 博
17	當麻	筒井 一成
18	當麻	下村 正樹
19	當麻	北川 聰和
20	當麻	椿本 恵三
21	當麻	古川 貴士
22	當麻	安井 利満
23	當麻	仲川 和博
24	忍海	山本 貞次
25	忍海	島田 東一
26	忍海	山本 勉
27	忍海	高橋 勝英

火災から守ろう！

文化財

1月26日は「文化財防火デー」



毎年1月23日（金）から29日（木）まで文化財防火週間が実施されます。

この運動は、歴史と伝統ある貴重な文化財を火災から守るため、文化財関係者および地域住民、観光客等に文化財に対する愛護意識の高揚を図り、貴重な財産の損失を防止することを目的とします。

私たち一人ひとりが、文化財を火災から守る心配りを積み重ねていかなければ、後世に伝えることができません。文化財を火災から守るため、皆さまのご協力をお願いします。

○文化財の近くでは、たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。

（高城市消防署・高城市消防団

・高城市教育委員会）

●●● 設置場所 ●●●

<p>2階建てで2階に居室・居室がある場合</p> <p>◎各居室 ◎居室の存する階の階段</p>	<p>2階建てで1階に居室・居室がある場合</p> <p>◎各居室</p>
<p>3階建てで1階に居室、2階に居室がある場合</p> <p>◎各居室 ◎3階建ての住宅で居室が1階にしかなく、かつ3階に居室がある場合の3階の階段</p>	<p>3階建てで3階に居室、2階に居室がある場合</p> <p>◎各居室 ◎3階建ての住宅で居室が3階にしかない場合の1階の階段 ◎居室の存する階の階段</p>

つけましたか？ 住宅用火災警報器！

消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器等の取り付けが義務付けられました。

・新築住宅は、平成18年6月1日から取り付けが必要です。
・既存住宅は、平成21年5月31日までに取り付けが必要です。
火災が発生した時に大切な事は、早期発見、早期避難です。そのため、火災をいち早く知らせる住宅用火災警報器の設置が急がれています。

全ての住宅に「住宅用火災警報器」を設置しなければなりません。
設置された方は、消防署予防課へ届け出してください。

●●● 取り付け方 ●●●

- ① 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の室内に設置する部分(平成16年消防省令第130号第7条第2号イ)
- ② 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の室内に設置する部分(同第7条第2号ロ)
- ③ 換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離れた位置(同第7条第3号)

○壁の上部や天井に取り付けます。
○また、計測位置は住宅用火災警報器感知部から壁(あるいは天井)までの距離を測ります。
○詳しい取り付け方法は、取扱説明書をご参照ください。

悪質な訪問販売に注意しましょう。
高額な料金や設置手数料を請求したり、暴力的な言動での販売や消防署からの指導を装ったりするなどの悪質な訪問販売には十分注意してください。

◎詳しくは、消防署予防課

☎(09)77771まで

▽▽ 119 コーナー ▲▲

平成20年11月中
平成20年の累計

火災… 1件 救急… 101件 救助… 2件
火災… 9件 救急… 1、135件 救助… 19件

●●● 住宅用火災警報器を設置しましょう。 ●●● (平成21年5月31日まで)

文化会館ニュース

ステージオペレーター 募集

会員募集

あなたも参加
してみませんか？

ステージオペレータークラブでは、ホールの催しに欠かせないスタッフを募集しています。

【活動内容・入会資格】

☆ステージオペレータークラブは、新庄文化会館の催しにおいて照明・音響・舞台設備の操作等を実際に裏方として担当しています。また、積極的に新しい催し物(ミュージックフェスティバル)等の企画・演出にも携わっていただきます。こうした舞台芸術に興味があり、一緒に感動を味わってみたい方の参加をお待ちしております。

☆16歳以上で性別・経験は問いません。

【申込・お問い合わせ先】

新庄文化会館(ステージオペレーター事務局)または當麻文化会館



速報！

マルベリーホールに、3月下旬ごろ!! お笑い芸人さんが大集合!!

☆出演者・公演日時・チケット料金等の詳細は、決まり次第お知らせしますので、もうしばらくお待ちください。

文化会館催し物のご案内

新庄文化会館 (マルベリーホール)

1月1日~2月8日

月	日	曜	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
1	10	土	葛城市消防出初式(荒天時)	関係者	10:00~	葛城市消防団	69-7171
	12	月	成人式	関係者	9:00~	葛城市教育委員会	48-2811【生涯学習課】
	24	土	奈良県PTA協議会研究大会	関係者	9:00~12:00	奈良県PTA協議会	69-6950
	30	金	関音 劇団銀河鉄道【オズの魔法使い】	有料	1回目 10:45~12:30 2回目 13:00~15:15	関音児童演劇センター	0743-53-5002
2	7	土	華表保育園生活発表会	関係者	9:00~12:00	華表保育園	69-6368
	8	日	奈良県高等学校連合音楽会	関係者	13:00~	奈良県高等学校音楽教育研究会	0742-46-0017

當麻文化会館 (ホール)

1月の催しはありません。

■ は休館日 木金土日 月火水木金土日 月火水木金土日 月火水木金土日 月火水木

新庄文化会館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
當麻文化会館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5

◎お問い合わせ 新庄文化会館 ☎69-4600 當麻文化会館 ☎48-5000 ☆主催者の都合により一部変更する場合がありますので、ご了承ください。
準備、リハーサル等での使用に関しては、本表に記載していません。詳細については、主催者にお問い合わせください。

今月の一冊



子どもの貧困
—日本の不公平を考える—
阿部 彩／著

子どもの経済問題は、「格差」という言葉で語られ、「貧困」としてとらえられていません。日本の貧困はOECD諸国の中で第二位という現実を前に、子どもの貧困についてできるだけ客観的なデータをもとに「不利」と「貧困」の関係を検証します。貧困の格差世襲を断つために本当に必要な「子ども対策」とは何か、に迫る一冊です。



十二支のはじまり
岩崎 京子／文
二俣英五郎／画

十二支の動物達の順番がどのようにして決められたのか、猫はどうして入っていないのか等が楽しくわかります。画も親しみやすく丁寧に描かれており、自然に十二支が覚えられることでしょう。十二支のおはなしの絵本は他にもあります。作家によって動物達のイメージもさまざまです。ぜひ手にとってみてご覧ください。

1月の新着図書

★…児童書

書名	著者名	新庄図書館	當麻図書館
人生は愉快だ	池田晶子	○	
間宮林蔵・探検家一代	高橋大輔		○
娘と話す文化ってなに？	ジェローム・クレマン		○
かぜとインフルエンザ	岡部信彦	○	
有元葉子のマリネがあれば 仕込んでおいて、すぐごはん	有元葉子	○	
男の焚き火辞典	太田潤		○
とんぼの目玉	長谷川摂子	○	
雪	高橋治		○
チェーン・ポイズン	本多孝好	○	
ゼルダ最後のロマンティスト	ジル・ルロワ		○
★イレーナ・センドラー ホロコーストの子ども達の母	平井美帆	○	
★飛ぶしくみ大研究	秋本俊二		○
★まいなす	太田忠司	○	
★となえもんくん くわばらくわばらのまき	もとしたいづみ		○
★雪の日のたんじょう日	ヘレン・ケイ	○	
★ペロー昔話・寓話集	シャルル・ペロー		○
★はなさかじい	伊藤秀男		○
★なのなの	大島妙子	○	
★さいしゅうれっしゃのあとで	柿本幸造	○	
★まつぼっくりのぼうけん 川といっしょにたびをした五つのまつぼっくりのおはなし	バーナデット・ワッツ		○

《催しものご案内》

【映画会のお知らせ】

日時…1月10日(土) 午前10時
場所…新庄図書館AVルーム
『にほんごであそぼ』
〜萬斎まんさい〜

【おはなし会のお知らせ】

★當麻図書館
日時…1月18日(日) 午後1時30分
場所…當麻図書館2階おはなしの部屋
『小さい子のためのプログラム』
絵本…ころんごゆきだるま
組み木でお話…てぶくろ
絵本…いつまでもすきでいてくれる？
『大きい子のためのプログラム』
お話…なら梨とり
絵本…おもちのきもち

★新庄図書館

日時…1月24日(土) 午後2時
場所…新庄図書館おはなしの部屋
『小さい子のためのプログラム』
大型絵本…もこもこ
パネルシアター…ねずみとかぜ
紙芝居…ともちゃんのみゅうつ！
『大きい子のためのプログラム』
お話…おいしいおかゆ
紙芝居…ぴよんぴよんぼたもち
*おはなしが始まるとへやに入れません。
時間に間に合うようにお越しください。

は休館日	木金土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木									
は整理休館日																																				
新庄図書館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
當麻図書館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5

納期が変わります

平成21年度から、市県民税(普通徴収)・固定資産税の納期が3期(年3回)から4期(年4回)に変わります。

市県民税(普通徴収)

3期: 7月末・9月末・11月末

4期: 6月末・8月末・10月末・12月末

固定資産税

3期: 5月末・8月末・10月末

4期: 4月末・7月末・9月末・11月末

納付期限は各納付月末日(12月は25日)です。納付期限が土・日の場合は翌金融機関営業日になります。

※平成21年度から納期前納付報奨金制度は廃止となり、全納されても報奨金はつきません。

(税務課・収納課)

税の納期

1月は、国民健康保険税第7期分の納付月です。
納期限は2月2日(月)です。

納期内納付にご協力ください。

口座振替をご利用の方は、納期限の日が振替日になっています。前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

(税務課・収納課)

変更後の市税納付月一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)			●		●		●		●			
固定資産税	●			●		●		●				
軽自動車税		●										
国民健康保険税(普通徴収)				●	●	●	●	●	●	●	●	

新庄クリーンセンターからのお知らせ

★燃えるごみの収集日について...

◎1月12日(月:成人の日)は祝日ですが、新庄区域の一般家庭ごみ収集については平常通り行います。

【対象地区】: 疋田・南藤井・寺口

中戸・辨之庄・林堂・山田・平岡・山口・梅室・笛吹・脇田

◎詳しくは、新庄クリーンセンターまで。

**平成21年度 葛城市建設工事等
入札参加資格審査申請の受付**

平成21年度に入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書(指名願)を提出してください。

ただし、今回の指名願は追加受付とし、葛城市内に事務所(本店)を有している者で、平成20年度に入札参加資格審査申請書を提出していない者が対象となります。

※申請書は、1月5日から「管理課窓口」ならびに「葛城市ホームページ」にて配布します。

▼受付期間: 2月2日(月)~27日(金)

▼提出場所: 管理課

▼有効期間: 19年(平成21年度)

平成21年4月1日~

平成22年3月31日

◎詳しくは、管理課まで。

工業統計調査

平成20年12月31日現在を基準日として製造業を営んでおられる皆さまを対象に、工業統計調査を行っています。お配りした調査票にまだ記入されていない場合は、もれなく記入していただき、調査員が受け取りに伺いましたら、お渡しください。

また、調査員との都合が合わない場合は企画調整課までご連絡ください。

◎詳しくは、奈良県統計課

☎ 0742(27)8444

または、企画調整課まで。

歴史博物館からのお知らせ

【公園講座】

『葛城学へのいざない』(第10回)

「葛城市の古墳時代」

日 時: 1月17日(土) 午後2時~

講 師: 神庭滋(歴史博物館学芸員)

会 場: 歴史博物館2階

「あかねホール」

定 員: 100名程度

申 込: 電話または、

直接窓口にて受付

【展覧会】冬企画展

『古きよき山の工芸―木地と漆器―』

奈良県吉野地域で制作された木器や漆器の他に、紀州漆器やこれらに関する古文書等の史料を展示いたします。

会 期: 1月24日(土)~

3月22日(日)

入館料: 通常の入館料を

いただきます。

◎詳しくは、歴史博物館

☎ (64) 1414 まで。

増改築相談

日 時: 1月24日(土)

午後1時~5時

場 所: 中央公民館会議室

連絡先: ☎ (69) 28077

◎詳しくは、右記連絡先

または都市整備課まで。

アルバイト・パート職員登録

平成21年度の葛城市アルバイト・パート職員の登録を希望される方は、左記により申請してください。

▼ **受付期間**：1月14日(水)～30日(金)
(土・日を除く)

▼ **受付時間**：午前9時～午後5時

▼ **募集職種**：一般事務・情報センター業務・図書館業務・学校図書室補助業務・学校給食調理業務・いきいきセンター業務・保健師の業務・看護師の業務・栄養士の業務・保育所給食調理業務・保育士の業務・児童館業務・学童保育指導業務・子育て支援センター業務・幼稚園補助業務(一般事務・教員)・博物館学芸員補助業務・公共バス(普通車)運転業務・介護支援専門員業務等

▼ **応募資格**：市内在住の方(職種により、資格要件等があります)

▼ **応募方法**：「アルバイト・パート職員登録申請書」および「履歴書」を葛城市役所新庄庁舎3階秘書課、または、當麻庁舎2階教育総務課まで受付期間中に提出してください。

▼ **登録期間**：平成21年4月1日～

平成22年3月31日まで

▼ **その他**：採用については、登録後、選考のうえ、随時連絡します。

※「アルバイト・パート職員登録申請書」および「履歴書」の用紙は、秘

書課または教育総務課にあります。また、葛城市ホームページからもダウンロードできます。

◎詳しくは、秘書課まで。

雪中登山参加者募集

▼ **日時**：2月1日(日) 雨天中止

▼ **目的地**：葛城山

▼ **集合場所**：

中央公民館前 午前8時
山口区の入り口 午前9時

▼ **参加対象**：市内在住在勤者

(小学3年生以下は、保護者同伴)

▼ **参加申込**：

当日申し込みを受け付けます。

▼ **参加料**：無料(参加賞を進呈)

▼ **服装**：登山靴または長靴、防寒着、手袋、帽子

▼ **持ち物**：弁当・水筒・非常食(パン、あめ等)・アイゼン・防寒服・手袋・タオル・着替え用シャツ・ビニールふろしき・雨具・新聞紙・その他必要なもの

○山頂にて豚汁を作りますので、

はし・汁わんをご用意ください。

(金属製の汁わんは、

熱くなるのでさけてください)。

◎詳しくは、

葛城市當麻スポーツセンター

☎ (48) 6600 または、

葛城市コミュニティセンター

☎ (69) 6061 まで。

「ご意見募集

市では、葛城市高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画の素案をとりまとめました。このことについて広く市民のみなさんからご意見を募集させていただきます。

▼ **公表の方法**：高齢福祉課の窓口および市のホームページ

▼ **公表する内容**：策定案

▼ **意見の募集期間**：

1月8日(木)～30日(金)

▼ **意見等の提出方法**：策定案にご意見のある方は、左記により意見書を提出してください。

○ **提出方法**：意見の要旨およびその理由を具体的に記載し、氏名および住所(団体にあつては、その名称、所在地および代表者の氏名)並びに電話番号を明記した文書一通(郵送・ファックス・電子メール)を市長宛に提出してください。なお、電話でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

○ **提出先**：高齢福祉課

○ **提出期限**：1月30日(金) 必着

○ **詳しくは、高齢福祉課まで。**

葛城アグリチャレンジ特区

運用の一部改正

1月1日から葛城アグリチャレンジ特区に関する運用の一部が改正されました。

◎詳しくは、農業委員会事務局

(農林課内) まで。

新築住宅を購入される皆さまへ

「住宅瑕疵担保履行法について」

新築住宅に瑕疵(欠陥)があつた場合、事業者から瑕疵の補修等が確実に受けられるように、平成21年10月1日以降に引き渡される新築住宅には、法律により事業者が瑕疵担保責任を確実に履行するための保険加入が保証金の供託を義務付けられます。

新築住宅を購入される際は、その住宅がきちんと保険や供託の措置をとられているかを購入事業者に忘れずに確認してください。

◎詳しくは、都市整備課まで。

消費者生活相談

「架空請求や悪質商法」などの消費生活に関する相談に応じます。

▼ **日時**：1月13日(火)

午前10時～正午・午後1時～4時

▼ **場所**：當麻庁舎分庁舎1階会議室

▼ **日時**：1月26日(月)

午前10時～正午・午後1時～4時

▼ **場所**：新庄庁舎2階会議室

▼ **相談料**：無料

(随時受付相談いたします)

※當麻庁舎：第2月曜

新庄庁舎：第4月曜

(相談日が祝日の場合は翌日が相談日となります)

◎詳しくは、商工観光課まで。

今月の無料相談

人権・行政・心配ごと相談

葛城市では、住民の皆さまの身近な相談窓口として、人権擁護委員、行政相談委員、民生児童委員が様々な相談に応じています。人権に関すること、登記・道路・福祉・年金・保険など行政に関すること、その他心配なこと、困っていることがありましたらお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時 1月8日(木) 第2木曜日
午前9時～正午
場所 葛城市役所(新庄庁舎)
申込 不要(先着順)
- 日時 1月15日(木) 第3木曜日
午前9時～正午
場所 忍海集会所
申込 不要(先着順)
- 日時 1月22日(木) 第4木曜日
午前9時～正午
場所 當麻文化会館
申込 不要(先着順)

お問い合わせ/人権政策課・総務財政課

☎ 69-3001
社会福祉協議会 ☎ 48-3373

弁護士による法律相談

- 日時 1月15日(木) 第3木曜日
午後1時～4時
場所 葛城市役所(新庄庁舎)
- 日時 1月22日(木) 第4木曜日
午後1時～4時
場所 當麻文化会館

◎申込 相談(20分)は予約制になっていますので、秘書課までお申し込みください。

お問い合わせ/秘書課 ☎ 69-3001

●中南和法律相談センター

◎相談会場

大和高田市総合福祉会館・香芝市役所・榎原市役所・王寺町地域交流センター・上牧町保健福祉センター・桜井市中央公民館・青垣生涯学習センター(田原本町)・宇陀市役所・五條福祉センター・吉野町役場・下市町役場・大淀町役場

◎申込 相談は予約面談制(30分)

必ず電話で事前予約してください。

☎ 0742(22)2035

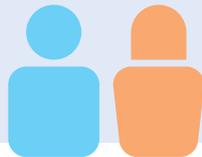
相談日の1週間前の同じ曜日午前9時30分から先着順にて受け付けます。

(祝日の場合は原則その前日より)

祝日・年末年始は開設されません。

*日時等は、電話でご確認ください。

人の動き



◆人口 36,158人 ◆世帯数 12,709戸
◆男 17,391人 ◆女 18,767人

2008年12月1日現在

☆葛城市ホームページをリニューアルしました。

<http://www.city.katsuraginara.jp/>

☆リニューアルに伴い、葛城市歌「緑の風」の携帯電話向け配信を開始しました。

下記URLまたはQRコードより携帯電話でアクセスしてください。

<http://www.city.katsuraginara.jp/indexk.html>



※現在ダウンロードしていただけるのは一部機種のみとなっておりますのでご了承ください。

平成21年1月1日発行

編集・発行 葛城市役所 秘書課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

☎0745(69)3001

■広報「かつらぎ」は再生紙を使用しています。